

大和まほろば相撲連絡協議会相撲関連商品開発補助金募集要項

1. 事業の概要

日本の国技「相撲」発祥の地である葛城市、香芝市、桜井市において、相撲に関連する新商品や特産品づくり等の提案を募集し、優れた商品開発に対して補助金を交付します。

2. 対象者

葛城市、香芝市、桜井市に事業所の所在地を有する法人又は個人事業主

3. 対象事業

相撲に関連する新商品や特産品の開発ならびに既存商品の改良を行うもので、当該年度に販売やサービスの提供を開始する事業とします。

4. 補助対象経費

対象事業にかかる以下の経費が、補助対象経費として認められます。

経費区分	内容
原材料及び消耗品費	原材料費、新商品開発にかかる消耗品費
機械装置の購入又は借用に要する経費	機械装置の購入費、機械装置のリース料
工具器具の購入に要する経費	工具器具の購入費
設計、デザイン、加工及び性能検査等外部への委託に要する経費	設計費、デザイン料、加工料、試作費、実験費、外注加工費、コンサルタント雇用費、委託料、製造費、改良費
産業財産権の導入に要する経費	商標登録手数料、意匠登録手数料、特許権取得費、コンサルタント雇用料、委託費 等
専門家謝金その他の技術指導の受入れに要する経費	専門家謝金、専門家旅費、調査旅費、通信運搬費、雑役務費、資料購入費、印刷製本費
会長が特に必要と認める経費	その他、会長が特に必要と認める経費

5. 補助金の額

補助対象経費の総額2分の1以内の額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）で、10万円（予算額に応じて決定）を上限として交付します。

6. 応募方法

(1) 第2回申請受付期間

令和4年10月20日(木)から令和4年11月10日(木)まで

※なお、補助対象(事業実施)期間は令和5年2月28日(火)までです。つきましては、期日までに事業を完了(実績報告)していただく必要がありますのでご留意ください。

(2) 申請書類

次の書類を大和まほろば相撲連絡協議会事務局に持参もしくは郵送にて、事業所の所在する市(桜井市・香芝市・葛城市のいずれか)に提出してください。

- ① 大和まほろば相撲連絡協議会相撲関連商品開発補助金交付申請書(第1号様式)
- ② 事業計画書(別紙1)
- ③ 許可・認可等を証する書面の写し(許可・認可等を必要とする業種に限る)
- ④ 法人については登記事項証明書、個人事業主については住民票の写し
- ⑤ 収支予算書(別紙2)
- ⑥ 事業所所在地の市税の滞納がないことを証する書類

※申請は1事業所につき1事業となります。

※申請は、補助金の交付を受けようとする方が行ってください。

※提出された申請書類などは返却しません。

7. 審査

審査の手順は以下のとおりです。

① 審査方法

本協議会幹事会が事業計画書等の提出された書類をもとに、対象者の確認及び下記の採点項目について審査を行い、申請者が基準以上の点数を獲得した場合、採択されます。

○審査項目

1. 関連性

相撲との関連性が認められるか。

2. 地域性

地域の資源を活用しているか。

3. 持続性

消費者へのPR方法に工夫や特徴があるか。また、持続的に販売実績を上げられる可能性の高いものであるか。

② 審査結果については、採択の可否を書面で通知します。

(注1) 審査の結果(不採択の理由等)に関するお問合せには、一切応じかねますので
予めご承知おきください。

(注2) 選考に係る審査料等は徴収いたしません。応募書類作成、送付等に係る費用
は応募者負担となります。

8. 変更申請

審査を経て採択され、交付決定を受けた後に、計画していた補助対象事業を変更しよ
うとする場合は、事前に変更申請書(第4号様式)を提出してください。なお、補助対
象経費の20%以内の流用増減がない場合、提出は必要ありません。

また、補助対象経費が交付決定額を上回った場合でも、増額変更はできません。

9. 実績報告

事業を完了したときは、その完了した日から30日以内又は2月28日のいずれか
早い日までに事業実績報告書(第6号様式)を提出してください。また、必要に応じて
補助事業の成果について、説明を求める場合があります。

10. 補助金の額の確定及び精算払

実績報告を受けた場合には、必要な検査を行い、補助金の額を確定し、支払を行いま
す。

10. 主なスケジュール(予定)

募集期間	令和4年10月20日から令和4年11月10日まで
審査期間	令和4年11月下旬(予定)
交付決定	令和4年12月(予定)
実績報告	令和5年2月28日まで
補助金交付	令和5年3月

11. その他注意事項

以下の各項目に該当する事態が発生した場合、補助金の交付決定の全部又は一
部を取り消す場合があります。

- ① 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- ② 「大和まほろば相撲連絡協議会相撲関連商品開発補助金交付要綱」及び補助金
の交付決定に付した条件に違反したとき。
- ③ その他会長が不相当と認めたとき。

12. 問い合わせ・申込み先

(葛城市)

〒639-2195

葛城市柿本166番地

葛城市役所 商工観光プロモーション課

電話 0745-44-5111

(香芝市)

〒639-0292

香芝市本町1397番地

香芝市役所 商工観光課

電話 0745-44-3312

(桜井市)

〒633-8585

桜井市大字粟殿432番地の1

桜井市役所 観光まちづくり課

電話 0744-42-9111